

令和4年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,540千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,382,402千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		2,689,009	△46,540	2,642,469
	1 一般会計繰入金	2,689,009	△46,540	2,642,469
歳入合計		6,428,942	△46,540	6,382,402

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		3,045,786	△45,000	3,000,786
	4 港湾施設管理運営費	87,441	△45,000	42,441
2 相馬港港湾整備事業費		3,336,262	△1,540	3,334,722
	4 荷役機械整備費	29,614	△1,540	28,074
歳 出 合 計		6,428,942	△46,540	6,382,402

第 2 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
港湾施設管理運営費（小名浜港）	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	45,000
荷役機械管理運営費（相馬港）	令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで	9,240

令和4年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和4年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ437,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		116,878	△8,370	108,508
	1 一般会計繰入金	91,473	△6,830	84,643
	2 基金繰入金	25,405	△1,540	23,865
4 繰越金		4	141,300	141,304
	1 繰越金	4	141,300	141,304
5 諸収入		297,678	△109,903	187,775
	2 貸付金元利収入	297,637	△109,903	187,734
歳入合計		414,672	23,027	437,699

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		414,672	23,027	437,699
	1 奨学資金貸付事業費	414,672	23,027	437,699
歳 出 合 計		414,672	23,027	437,699

令和4年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	8,094,236千円	117,469千円	8,211,705千円
第1項 営 業 収 益	3,649,575千円	142,469千円	3,792,044千円
第2項 営 業 外 収 益	4,129,182千円	△25,000千円	4,104,182千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	8,093,037千円	117,360千円	8,210,397千円
第1項 営 業 費 用	7,585,814千円	65,390千円	7,651,204千円
第3項 特 別 損 失	315,481千円	51,970千円	367,451千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,313千円は、過年度分損益勘定留保資金2千円、当年度分損益勘定留保資金1,311千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
-----	-------	-------	---

収 入

第1款 資本的収入	3,115,387千円	△378,991千円	2,736,396千円
第1項 企業債	465,800千円	△82,600千円	383,200千円
第2項 補助金	1,162,500千円	△222,900千円	939,600千円
第4項 負担金等	684,937千円	△73,491千円	611,446千円

支 出

第1款 資本的支出	3,116,591千円	△378,882千円	2,737,709千円
第1項 建設改良費	2,018,000千円	△378,882千円	1,639,118千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
建設改良費	465,800千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	
		2 借入資金 政府資金その他			

起債の目的	補 限度額	正 起債の方法	後 利率	償還の方法
建設改良費	383,200千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。